

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和6年12月20日
措置結果告示日 令和7年 2月20日

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和6年度定期監査及び行政監査（第1回）

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

市民部（ユーカーが丘出張所、西志津市民サービスセンター）、こども支援部（こども政策課、こども保育課、こども家庭課、臼井保育園、根郷保育園）、都市部（都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課）、選挙管理委員会事務局、教育部（志津図書館）

[書面審査]

市民部（市民課、健康保険課、自治人権推進課、志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、和田出張所、弥富派出所、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター）、福祉部（社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課）、こども支援部（子育て交流センター）、健康推進部（健康推進課、母子保健課）、経済環境部（農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課、佐倉草ぶえの丘）、農業委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 事業の執行伺の記載について（こども保育課、公園緑地課） 執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないことが規定されている。 しかし、執行伺に必要事項の一部が明記さ	1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 事業の執行伺の記載について 事業の執行伺いについて、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保するとともに、再発防止に努めてまいります。（こども保育課） 契約事務の事業執行伺の起案にあたっては、入札事務や随意契約の「チェックリス

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
れていないものが5件（こども保育課4件、公園緑地課1件）認められた。また、執行伺の記載内容に誤りのあるものが8件（こども保育課4件、公園緑地課4件）認められた。 今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。 イ 随意契約該当理由について（こども保育課） 随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件認められた。 今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。 ウ 予定価格書について（公園緑地課） 随意契約においては、佐倉市財務規則第143条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項の準用により予定価格を定め、同規則第130条の準用により予定価格書を作成し封印することが規定されている。 しかし、見積書比較価格の記入のないものが2件、予定価格書が封印されていないものが1件認められた。 今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。 エ 見積書について（公園緑地課） 随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。 しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが2件認められた。 今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適	ト」を活用し、チェック機能を強化することで、再発防止を図るとともに、「佐倉市契約事務要綱」及び「随意契約に関する事務処理要領」を遵守し、適正な契約事務の確保に努めてまいります。（公園緑地課） イ 随意契約該当理由について 随意契約該当理由について、起案審査におけるチェック体制の強化を図り、適正な契約事務を確保するとともに、再発防止に努めてまいります。（こども保育課） ウ 予定価格書について 随意契約事務における予定価格書の内容につきましては、「随意契約チェックリスト」を活用し、チェック機能を強化することで、再発防止を図るとともに、「佐倉市財務規則」を遵守し、適正な契約事務の確保に努めてまいります。（公園緑地課） エ 見積書について 随意契約事務における見積書に記載すべき事項につきましては、「随意契約チェックリスト」を活用し、チェック機能を強化することで、記載漏れのないよう記載事項の確認を徹底して再発防止を図るとともに、「佐倉市契約事務要綱」を遵守し、適正な契約事務の確保に努めてまいります。（公園緑地課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
正な契約事務を確保されたい。 オ 見積書を入れる封筒について（こども保育課、公園緑地課、住宅課） 随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封かんしなければならないことが規定されている。 しかし、封筒に見積徴取日が明記されていないものが3件（こども保育課1件、住宅課2件）、宛名、見積徴取日、見積書在中の旨が明記されていないものが1件（公園緑地課）認められた。 今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。 カ 随意契約関係書類について（こども保育課、公園緑地課、住宅課） 随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。 しかし、随意契約の事務手続について、随意契約執行概要書の記載内容に誤りがあるものが3件（こども保育課2件、公園緑地課1件）、業者指定理由書の日付の記載に誤りがあるものが3件（こども保育課）、業者指定理由書の理由に誤りがあるものが1件（こども保育課）、仕様書の事業期間に誤りがあるものが1件（こども保育課）、設計書の予算科目に誤りがあるものが1件（こども保育課）、見積合わせ経過調書に業者決定理由の記載のないものが1件（住宅課）、見積合せ	オ 見積書を入れる封筒について 見積書を入れる封筒に関する記載事項について、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保するとともに、再発防止に努めてまいります。（こども保育課） 随意契約における見積書を入れる封筒につきましては、「随意契約チェックリスト」を活用し、チェック機能の強化を図るとともに、「佐倉市契約事務要綱」を遵守し、宛名、見積徴取日、見積書在中の記載漏れがないよう記載事項の確認を徹底し、適正な契約事務の確保、再発防止に努めてまいります。（公園緑地課、住宅課） カ 随意契約関係書類について 随意契約における事務手続について、契約検査課が作成した「随意契約チェックリスト」により確認を行い、これに基づいてチェック機能の強化を図り、適正な契約事務に努めてまいります。（こども保育課） 随意契約事務については、「随意契約チェックリスト」の活用によるチェック機能の強化を図るとともに、「佐倉市契約事務要綱」及び「随意契約に関する事務処理要領」の関係規定を遵守し、適正な契約事務の執行に努めてまいります。（公園緑地課、住宅課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
執行決定書の契約方法及び業者選定理由に誤りがあるものが1件（こども保育課）、見積合せ執行通知書の日付及び通知者の記載のないものが2件（こども保育課）、同意書に日付の記載のないものが1件（こども保育課）認められた。 以上のとおり適正を欠く契約事務が散見されたことから、今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。 （2）文書の管理について（こども保育課、公園緑地課） 佐倉市文書管理規程第28条第1項により、起案者は決裁の終わった起案文書に所定事項を記入し、併せて施行の手続をすることと規定されている。また、同規程第33条第1項により、決裁文書には施行日を表示しておかなければならないと規定されている。 しかし、決裁日の記載漏れが1件（公園緑地課）決裁日の記載誤りが1件（公園緑地課）、施行日の記載漏れが9件（公園緑地課）、施行日の記載誤りが12件（こども保育課1件、公園緑地課11件）認められた。 今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。 2 意見 （1）公園の立木剪定について（公園緑地課） 市内の公園について、公園外郭の立木が建築限界を超えているものが見受けられるが、予算等の関係で剪定等が追い付いていない状態である。作業計画等を立案し、剪定作業を実施されるよう検討されたい。さらに、今後の公園整備にあたっては、建築限界を超えないような立木の植栽方法を検討されたい。	（2）文書の管理について 文書の施行日の記載について、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書管理事務を確保するとともに、再発防止に努めてまいります。（こども保育課） 今後は、「佐倉市文書管理規程」を遵守し、起案文書への所定事項の記入を徹底するとともに、確実なチェックを徹底するなど適正な事務処理に努めてまいります。（公園緑地課） 2 意見 （1）公園の立木剪定について 公園外郭の樹木が建築限界を超えているものが市内公園にて散見されておりますが、現状では支障木や越境木など危険性のある樹木が都度発生していることから、優先順位を設けて順次対応を進めているところです。 今後も引き続き現状把握を行い、剪定等が必要な樹木が発生した公園につきましては作業計画等を作成し、剪定や伐採の作業を実施するよう努めてまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
	また、今後の公園整備にあたっては、公園内安全確保のための樹種転換事業等を活用していくなかで、建築限界への影響を抑えるような植栽方法等を検討してまいります。 (公園緑地課)